

中小企業診断士試験の受験手数料の 見直し等について

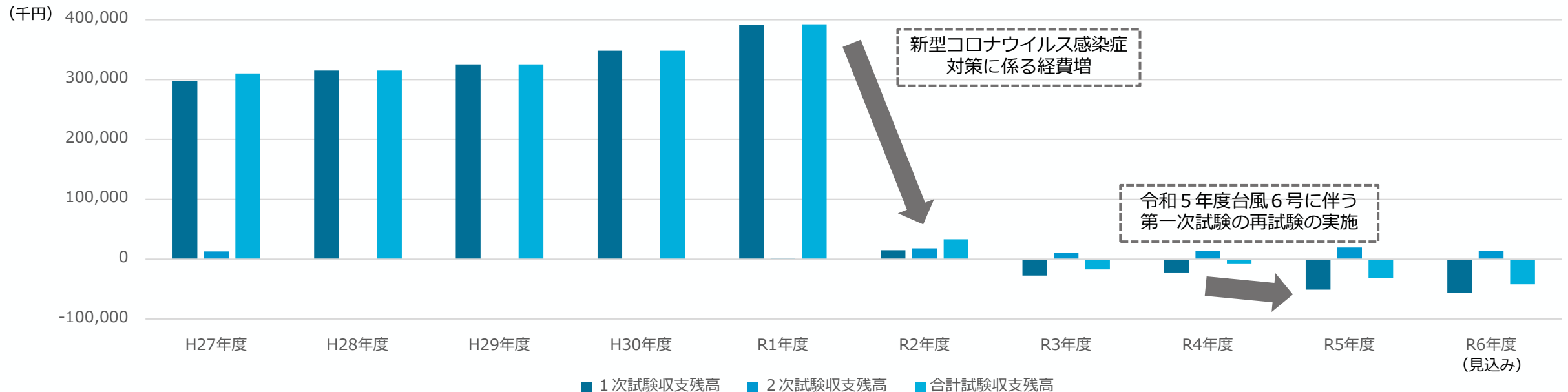
2025年3月

中小企業庁 経営支援課

中小企業診断士試験の受験手数料の見直し等の背景

- 中小企業診断士試験の実施に当たっては、**新型コロナウイルス感染症対策、令和5年度台風6号に伴う第一次試験の再試験の実施**といった臨時的経費に加え、**人件費や会場費の高騰**といった経常的経費の増加により、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会（日診連）の財政状況（試験会計）が悪化。
- 財政健全化に向け、まずは**診断士試験の申込みの電子化（令和7年度導入）**による経費削減を実施するが、今後、物価上昇等により経費の増加が予想される中、予期せぬ支出増があった場合、**日診連による安定的な試験事務の実施が困難となる可能性**。
- このため、令和6年12月、**日診連**は外部有識者からなる**検討委員会**を設置し、**令和8年度以降の受験手数料等について検討**を行った。

日診連（試験会計）の収支

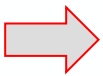


受験手数料の見直し（試算）

- 現行の受験手数料が経費増加を反映したものになっておらず、**第一次試験の累積赤字が積み上がっていることから、物価上昇率や累積赤字等を勘案し、試験の安定的な実施のために必要となる受験手数料を試算。**
- 具体的には、物価上昇率は2%、受験者数は過去5年度平均値と仮定した上で、令和12年度（受験手数料見直し5年後）における一人当たりの試験費用を算出し、この単価に、令和7年度末の累積残高（赤字）を5年で解消する考えの下、「累積残高（赤字）」を「受験者数×5年」で除した額を加算。
- その結果、**第一次試験は14,500円→17,200円、第二次試験は17,800円→19,100円、総額で36,300円への引き上げとなり、政令で定める上限（32,300円）を大幅に超過することから、更なる抜本的な経費削減が可能かどうかの検討が必要。**

見直し後の受験手数料（試算）

試験	見直し前 (現行)	見直し（試算） (令和8年度以降)
第一次試験	14,500円	17,200円
第二次試験	17,800円	19,100円
総額	32,300円	36,300円



政令で定める
上限を超過

◆中小企業支援法施行令
(受験手数料)

第三条 法第十二条第五項の受験手数料の額は、**三万二千三百円**を超えない範囲内において実費を勘案して経済産業省令で定める額とする。

受験手数料の見直しの考え方

<仮定>
・物価上昇率：2%
・第一次試験受験者数：24,190人（過去5年度平均）
・第二次試験受験者数：8,485人（過去5年度平均）

<第一次試験>

受験手数料（現行） 14,500円	物価 上昇分	累積残高 解消分 (赤字)	見直し後（試算） 17,200円
----------------------	-----------	---------------------	---------------------

<第二次試験>

受験手数料（現行） 17,800円	物価 上昇分	累積残高 解消分 (黒字)
見直し後（試算） 19,100円		

※累積残高解消分 = 累積残高（令和7年度末） ÷ 受験者数 ÷ 5年

- ・第一次試験は累積残高が赤字のため、赤字を解消のために受験手数料に加算
- ・第二次試験は累積残高が黒字のため、黒字を還元するため受験手数料から減算

主な国家資格における受験手数料

- 他の主な国家資格における受験手数料と比較し、中小企業診断士試験は現行でも高い水準にあり、中小企業診断士の総数の拡大を図る観点からは、受験手数料の総額の引上げ（32,300円→36,300円）は望ましくない。
- また、仮に総額の引上げを行う場合であっても、政令改正に際して、真に値上げが必要であるかどうか、試験制度の意義や受験者負担、他の国家試験の制度運営の動向等も考慮しつつ、必要経費を精査する必要がある。

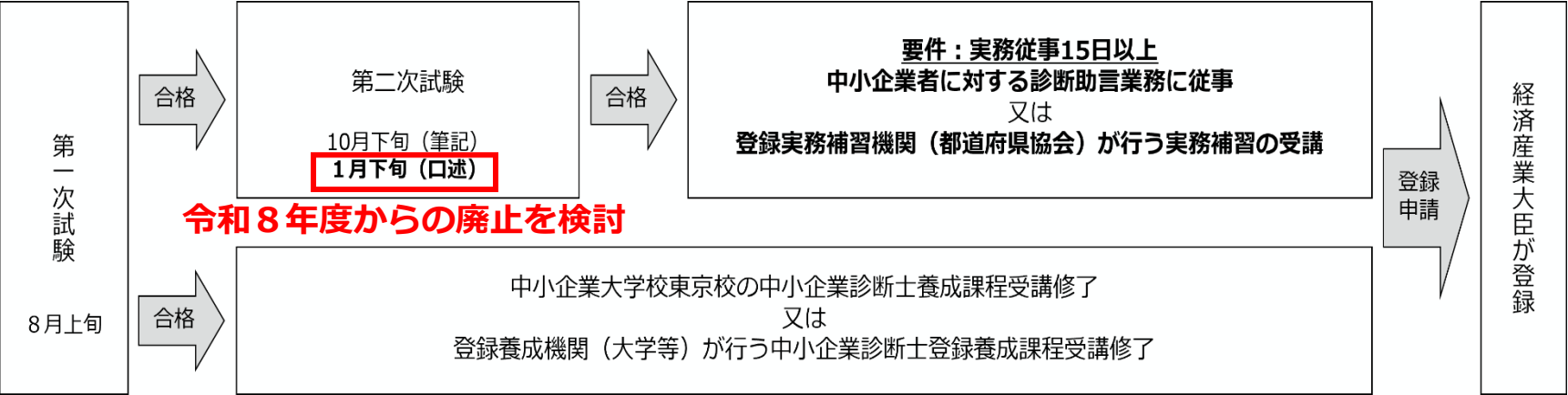
他の国家試験における受験手数料

主な国家資格	受験手数料
弁護士	28,000円
公認会計士	19,500円
税理士	10,000円（最大） ※受験科目数によって変動
弁理士	12,000円
行政書士	10,400円
司法書士	8,000円
社会保険労務士	15,000円
土地家屋調査士	8,300円
中小企業診断士	32,300円 〔 第一次試験：14,500円（現行） 第二次試験：17,800円（現行） 〕

口述試験についての検討

- 口述試験は、第二次試験筆記試験合格者を対象に**助言スキル（コンサルティングスキル）を試験**するものとして平成13年度から実施。2名の面接官による10分程度の面接形式で行われるが、過去10年間で不合格となった受験者（当日欠席者を除く）は3名のみ（合格率99.98%）であり、適性試験として十分に機能しているとは言えない。
- 他方、中小企業診断士の登録については、第二次試験合格後の**中小企業に対する診断助言業務への従事**又は登録実務補修機関が行う**実務補修の受講**が要件となっており、これらを通じて、中小企業診断士に求められる**助言スキルの向上が可能**であることから、第二次試験筆記試験合格者を対象に口述試験を行う実益は乏しい。
- 以上を踏まえ、**受験者の試験への負担軽減、日診連における経費削減及び試験プロセスの効率化**の観点から、**口述試験の廃止**による**第二次試験の受験手数料の引下げ**を検討。

中小企業診断士の新規登録プロセス



過去10年間の口述試験の合格状況

合格率: 99.98%

年度	受験者数	合格者数
平成27年度	944	944
平成28年度	842	842
平成29年度	828	828
平成30年度	905	905
令和元年度	1,090	1,088
令和2年度	1,174	1,174
令和3年度	1,600	1,600
令和4年度	1,626	1,625
令和5年度	1,555	1,555
令和6年度	1,516	1,516

受験手数料の見直し（結論）

- 受験手数料の見直しの試算に**第二次試験の口述試験廃止**を反映させた結果、**第二次試験の受験手数料は15,100円に引下げることが可能**。これにより、**見直し後の総額も政令で定める上限である32,300円に収まることとなる**。
- 以上を踏まえ、**受験者の試験への負担軽減、中小企業診断士の総数の拡大等の観点も勘案し、令和8年度から第二次試験のうち口述試験の廃止による経費削減を行った上で、受験手数料の総額（32,300円）は維持しつつ第一次試験・第二次試験の受験手数料を見直す**こととする。
（第一次試験：14,500円→17,200円 第二次試験：17,800円→15,100円）

見直し後の受験手数料

試験	見直し前 (現行)	見直し後 (試算) (令和8年度以降)	見直し後 (令和8年度以降)
第一次試験	14,500円	17,200円	17,200円
第二次試験	17,800円	19,100円	15,100円 (口述試験廃止)
総額	32,300円	36,300円	32,300円



◆ 中小企業支援法施行令
(受験手数料)
第三条 法第十二条第五項の受験手数料の額は、**三万二千三百円**を超えない範囲内において実費を勘案して経済産業省令で定める額とする。

受験手数料の見直しの考え方

<仮定>
・物価上昇率：2%
・第一次試験受験者数：24,190人（過去5年度平均）
・第二次試験受験者数：8,485人（過去5年度平均）

<第一次試験>

受験手数料（現行） 14,500円	物価 上昇分	累積残高 解消分 (赤字)	見直し後 17,200円
----------------------	-----------	---------------------	-----------------

<第二次試験>

受験手数料（現行） 17,800円	見直し後 15,100円	口述試験 廃止分	累積残高 解消分 (黒字)
----------------------	-----------------	-------------	---------------------

※ 累積残高解消分 = 累積残高（令和7年度末） ÷ 受験者数 ÷ 5年

- ・第一次試験は累積残高が赤字のため、赤字を解消のために受験手数料に加算
- ・第二次試験は累積残高が黒字のため、黒字を還元するため受験手数料から減算